

別表第9の6(第17条の4第2項関係)

第一種適格電気通信事業者名 _____

年度分

(単位 円)

対象設備	設備区分	
端末系伝送路設備(加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)及びメタル回線収容装置等(端末系伝送路設備との間に設置される伝送路装置等を含む。)に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	市内線路設備	ケーブル及びその支持物並びにこれらに附帯する設備(加入者線路及び市内中継線路を構成するものに限る。)
	土木設備	ケーブル等を収容又は保護するために設けられた管路、とう道、マンホール及びハンドホール並びにこれらに附帯する設備(金額が僅少なものについては「市内線路設備」又は「その他設備」に含めることができる。)
	その他設備	—